

令和7年第3回 飯豊町議会定例会会議録

令和7年6月13日 令和7年第3回飯豊町議会定例会は、飯豊町役場議場に招集された。

◎ 出席議員は、次のとおりである。

1番	横山清彦	2番	島貫寿雄
3番	遠藤純雄	4番	高橋勝
5番	屋嶋雅一	6番	舟山政男
7番	松山和好	8番	遠藤芳昭
9番	高橋亨一	10番	菅野富士雄

◎ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

◎ 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	嵐正人	副町長	西嶋康平
教育長	菅原透	代表監査委員	伊藤毅
会計管理者（兼） 税務会計課長	渡部博一	総務課長	志田政浩
企画課長	鈴木祐司	健康福祉課長（兼） 地域包括センター所長	宮川千鶴子
介護老人保健施設 事務長（兼） 国保診療所事務長	色摩里香	農林振興課長（併） 農業委員会事務局長	上田信幸
商工観光課長	伊藤満世子	地域整備課長	渡辺裕和
教育総務課長	横山昌則	社会教育課長（併） 町民総合センター所長	竹田辰秀
生活環境室長	高橋成樹		

◎ 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	佃典子	議事室主査	井上由佳
事務助手	横澤吉和		

◎ 議事日程は、次のとおりである。

令和 7 年 第 3 回飯豊町定例会追加議事日程 〔第 3 号〕

令和 7 年 6 月 1 3 日

午前 1 0 時 開 議

追加日程第 1 発議第 5 号 飯豊町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

(議会運営委員長 説明・質疑・討論・採決)

追加日程第 2 発議第 6 号 飯豊町議会会議規則の一部を改正する規制の制定について

(議会運営委員長 説明・質疑・討論・採決)

追加日程第 3 議案第 61 号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第 4 議案第 62 号 令和 7 年度飯豊町一般会計補正予算 (第 3 号)

追加日程第 5 議案第 63 号 工事請負契約の一部変更について (令和 5 年度繰越 (4 年災) 第 6661 号ほか町道舟越線道路災害復旧工事 (第 6659 号第 6660 号合冊))

追加日程第 6 議案第 64 号 工事請負契約の一部変更について (令和 6 年災第 6502 号町道大平線道路災害復旧工事 (ゼロ債))

追加日程第 7 同意第 3 号 飯豊町監査委員の選任について

追加日程第 8 発議第 7 号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について

追加日程第 9 発議第 8 号 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

追加日程第 10 発議第 9 号 議員派遣について

(議長 菅野富士雄君) (午前10時00分 開議)

ご起立ください。

おはようございます。

ご着席ください。

去る6月5日に開会しました令和7年第3回飯豊町議会定例会も、本日が最終日となりました。

議員各位の連日のご精励、誠にご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ここに成立いたしました。

なお、細谷住民課長が欠席のため、高橋生活環境室長が出席しております。

直ちに本日の会議を行います。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程により進めてまいります。

なお、議案等の採決の際、挙手または起立しない議員は反対とみなしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

《 追加日程第 1 》

発議第5号 飯豊町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。4番 高橋 勝君。

(4番 高橋 勝君)

それでは、私から、ただいま議題となりました発議第5号 飯豊町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、まちづくり活動に関する業務が企画課に集約されたこと及び標準町村議会委員会条例が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

提案者は私、高橋 勝。賛成者は、屋嶋雅一、舟山政男、遠藤純雄、3名であります。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び飯豊町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

慎重にご審議いただきまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより発議第5号 飯豊町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 2 》

発議第6号 飯豊町議会会議規則の一部を改正する規制の制定についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。4番 高橋 勝君。

(4番 高橋 勝君)

それでは、私から、ただいま議題となりました発議第6号 飯豊町議会会議規則の一部を改正する規制の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、標準町村議会会議規則が改正されたことに伴い、本規則の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

提案者は私、高橋 勝。賛成者は、屋嶋雅一、舟山政男、遠藤純雄、3名であります。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び飯豊町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

慎重にご審議いただきまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより発議第6号 飯豊町議会会議規則の一部を改正する規制の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 3 》

議案第61号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました議案第61号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由にありますように、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙長等の特別職の報酬額を改定するため、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、最近における物価の変動等を考慮し、選挙長等の報酬額が引上げられたことから、本町における選挙長等の報酬額を国に準じて改正するものであります。

以上、概略を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。8番 遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

ただいま説明をいただきましたけれども、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律により、このたびの特別職の報酬を引き上げるということでございました。

ただいまの説明の中では、全国的にもそうだと思いますが、物価の変動等によりということでありまして、全国的にこういったその動きがあるのかなと思います。

それで、今後の報酬や財源に関わることなのでお聞きしたいと思いますが、特別職の見直し、議案の中にも附帯資料の中で特別職が相当数あるようでございますけれども、そういった今後の見直し、特別職の報酬の見直しの予定、物価の変動とすれば当然その方向も見直す必要があるのかなと思いますので、その辺の予定があるのかどうなのかお聞きをしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

8番 遠藤議員のご質問にお答えいたします。

特別職の報酬の改定というようなご質問でございました。このたび、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が施行されたということで、これについても最近における物価の変動等を考慮しという内容でございます。今のところまだ計画はございませんけれども、今後検討してまいりたいと考えております。

(議長 菅野富士雄君)

8番 遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

了解しました。ただいまの提案は、国会議員等々の国の法律によって見直しをするということではありますが、特別職の中には町独自で定めている特別職もありまして、そういったものは

相当あるのではないかなと思います。それで物価の変動という理由とすれば、別表の中に交通費、すみません、交通用具使用者に対する支給額ということで、その部分は旅費だと思いますが、そこについては当然、相当燃料費等も上がっていると。あるいは人件費等も上がっているということで、交通費の関係だとすればこういった見直しも、この報酬だけでなく、そういったものも必要になろうではないかなと、それも関連づけて見直すっていうことでお聞きしてよろしいでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

遠藤議員の再質問にお答えをいたします。

見直すということで、言明はできませんけれども、なおその部分も含めて今後検討させていただきたいと考えております。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議案第61号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は、挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、請議案第61号は、原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 4 》

議案第62号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算（第3号）

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

（町長 嵐 正人君）

ただいま議題となりました、議案第62号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、1,267万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ75億7,846万8,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容につきましては、消防団活動服更新に係る備品購入費1,262万3,000円及び法令改正に伴う投票管理者等報酬5万3,000円を追加するものであり、その財源としましては地方交付税641万6,000円、国庫支出金420万7,000円などを追加するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

（議長 菅野富士雄君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。3番 遠藤純雄君。

（3番議員 遠藤純雄君）

3番 遠藤でございます。

この補正予算の財源充当に関して、ちょっと質問させていただきたいと思います。

1,267万円のうち、地方交付税が640万円、それから国庫支出金が420万円、そして財調が200万円という財源の使い方でありますけれども、地方交付税の留保分もあると思うんですけれども、年度始まって6月からこの財政調整基金を200万円充当するという考え方ですね。この基金については私も一般質問させてもらいましたけれども、やはり何か災害等が発生した場合の大事なお金だと私は考えてるんですけども、そういう部分を使って悪いということではないんですけども、地方交付税の留保分が恐らくありながら、なぜ財調200万円引っ張って財源充当しているのか、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

（議長 菅野富士雄君）

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

3 番 遠藤議員のご質問にお答えいたします。

6月補正の基本的な考え方につきましては、基本的に予算の組替えにより編成することとはしているものの、まずは普通交付税とか繰越金については、額が確定していないということがあります。町税等も含めてなんですが、歳入を堅く見積りまして基金繰入金を投入して予算編成をしているというのが実態でございます。今、お話がありましたけれども財政調整基金をなぜ取り崩すのかというお話ありましたが、令和6年度につきましても3月の補正予算で財政調整基金については6,400万円繰入れを減額している。また専決についても5,500万円、専決でも財調繰入れを減額しているという実態がございます。今現在におきましては、先ほども申し上げましたが、普通交付税、繰越金、町税等が確定していない中で、なかなかそこに踏み切れないというところもあるものですから、このたびは200万円を財政調整基金から繰入れをさせていただいたというところでございますので、ご理解をいただければと思います。

(議長 菅野富士雄君)

3 番 遠藤純雄君。

(3 番議員 遠藤純雄君)

説明分かりました。地方交付税については36億2,000万円予算化しているわけでありましてけれども、額が決定していないと言いながらも36億円予算化してるわけですよね。交付税の算定をしていてこのぐらいの額を決定してる、予算化してるわけでありまして、その留保分は当然あるわけでありまして、それが額が決定しないからといって簡単に財調から200万円を引っ張るのは財政運営上どうなのかなと非常に思うところがあります。地方交付税の留保分はどのくらい見ていらっしゃるんですか。それをお伺いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

3 番 遠藤議員の再質問にお答えいたします。

普通交付税の留保分ということでありまして、今ここで幾らというのはなかなか申し上げられないところがあるんですが、確かに留保分というところで堅く見積もってはいるわけでありまして、7月上旬には確定している、確定するということでありまして、幾らくらい留保があるというようなところはなかなか申し上げられないところがございます。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。3番 遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

申し上げられない事情は分かりますけれども、財政調整基金を大事に使ってほしいなというその1点でございました。その辺の今後の考え方についても、1点お話をお聞きしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

遠藤議員の再質問にお答えいたします。

財政調整基金について十分考えながら取り崩すようにというお話でありました。遠藤議員から再三そういったお話をいただいておりますので、今後の財政運営につきましては、持続可能な財政運営を心がけていくためにも財政調整基金の残高を確保していくということは非常に重要な点だと認識しておりますので、今ご指摘いただいた点を参考にさせていただきながら、今後の財政運営に努めてまいりたいと考えております。

(議長 菅野富士雄君)

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議案第62号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

この採決は、挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 5 》

議案第63号 工事請負契約の一部変更について（令和5年度繰越（4年災）第6661号ほか町道舟越線道路災害復旧工事（第6659号第6660号合冊））

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただい議題となりました、議案第63号 工事請負契約の一部変更について（令和5年度繰越（4年災）第6661号ほか町道舟越線道路災害復旧工事（第6659号第6660号合冊））について、ご説明申し上げます。

本案件につきましては、令和6年7月24日に議決いただき、その後、第1回契約変更で工期を令和7年6月30日にまで延長し、工事を進めているところであります。

この度、融雪期の河川増水に伴う仮設道路の盛土工事や岩掘削を追加するなど、工事請負契約の一部を変更して工事を実施する必要があることから、当初契約金額4,999万5,000円に、787万1,600円を追加し、5,786万6,600円に変更するものであります。

以上、上概略を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議案第63号 工事請負契約の一部変更について（令和5年度繰越（4年災）第6661号ほか町道舟越線道路災害復旧工事（第6659号第6660号合冊））の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手 全員 ）

（議長 菅野富士雄君）

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 6 》

議案第64号 工事請負契約の一部変更について（令和6年災第6502号町道大平線道路災害復旧工事（ゼロ債））

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

（町長 嵐 正人君）

ただいま議題となりました、議案第64号 工事請負契約の一部変更について（令和6年災第6502号町道大平線道路災害復旧工事（ゼロ債））について、ご説明申し上げます。

本案件につきましては、令和7年3月14日に議決いただき、工事に着手したところであります。

このたび、労務単価の急激な上昇に伴う特例措置の適用について、国土交通省通達に基づく設計価格の見直しに伴い、工事請負契約の一部を変更して工事を実施する必要があることから、当初契約金額1億7,710万円に311万3,000円を追加し、1億8,021万3,000円に変更するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

（議長 菅野富士雄君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。8番 遠藤芳昭君。

(8 番議員 遠藤芳昭君)

工事の内容といたしますか、設計単価の上昇により、単価の変更ということなのか。今の説明で承りましたけれども、国のほうからそういったその通達なり、基準の見直し等、そういったものによって行っているのでしょうか。その単価の見直しの基準というのを教えていただきたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

8 番 遠藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

町長のご説明にもありましたとおり、このたび国土交通省から本年 3 月から適用する公共工事設計労務単価が示されました。こちらの単価につきましては、昨年の 3 月から適用されている旧単価と比べまして、全国の全職種平均で 6 % 上昇しております。こちらについては過去 11 年間の中で最大の引上げとなったという状況でございます。

こちらの単価については、労務単価ということで今回の工事の中では 8 つの職種の労務単価について適用して変更契約をさせていただくということで、単価についても国のほうから示されているものでございます。

以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

8 番 遠藤芳昭君。

(8 番議員 遠藤芳昭君)

承りました。契約が令和 7 年 3 月 14 日ということですので、恐らく令和 6 年度の労務単価で積算をされているんだと思いますが、繰越しで令和 7 年度に移行して金額が上がっているということだと思いますが、ほかに、このような、その事例っていいですか、適用しなければいけないものっていうのは、町の中にどれほどあるのでしょうか。関連でお聞きをしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

8 番 遠藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

今回適用する工事については、本契約のゼロ債のような前年度の単価を使用して、それで次

年度まで工事が続くような工事でありまして、実際今の段階で適用する工事というのは、この契約の工事のみとなっております。

以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

8 番 遠藤芳昭君。

(8 番議員 遠藤芳昭君)

国の基準とか指導に基づいての契約変更だと思いますが、要はこの単価っていうのは業者の請負価格に跳ね返ると思うんですが、町の業者さんのほうから単価の見直しとか、あるいはその工事費とか、そういったことで年度の切替えで、もちろん昨年度の単価、あるいはその資材単価等々を使っているわけですから、そういったものの見直しのそういった要望とか、こちらの町とのそういった全体の見直しとか、そういったものってのは今後、今考えておられるのかどうかお聞きしたいなと思います。

(議長 菅野富士雄君)

渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

8 番 遠藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

このたびのその単価の、労務単価の上昇分については、国からの通達もございましたし、あとは請負業者である樋口建設株式会社様からも協議ということでもいただいております、それに基づいて変更契約をさせていただいたというものでございます。

それ以外のものの契約はございませんので、まずそのほかの契約が今後どうなるのかというご質問だったと思いますけれども、まずは今の段階ではこの契約しかありませんので、この契約について変更させていただくというものでございます。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議案第64号 工事請負契約の一部変更について（令和6年災第6502号町道大平線道路災害復旧工事（ゼロ債））の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手 全員 ）

（議長 菅野富士雄君）

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 7 》

同意第3号 飯豊町監査委員の選任について

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

（町長 嵐 正人君）

ただいま議題となりました、同意第3号 飯豊町監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

本年6月16日に任期満了となります飯豊町監査委員について、地方自治法第196条第1項の規定により、後藤 浩氏を選任することに議会の同意を得たいので提案するものであります。

後藤 浩氏の住所及び生年月日につきましては、記載のとおりであります。

なお、任期につきましては、令和7年6月17日から令和11年6月16日まででございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

（議長 菅野富士雄君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

本案件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

同意第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、同意第 3 号は、原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 8 》

発議第 7 号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について
及び

《 追加日程第 9 》

発議第 8 号 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
の 2 案件を一括議題といたします。

本件に関し、飯豊町議会会議規則第 73 条及び第 75 条の規定に基づき、総務文教、産業厚生、
広報広聴の各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付しましたとおり、それぞれの
所管に属する事務について閉会中に調査したい旨の許可申出がありました。

お諮りいたします。

総務文教、産業厚生、広報公聴の各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり許可
したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第 7 号及び発議第 8 号の 2 案件は、各常任委員長、議会運営委員長の申出のと
おり許可することに決定いたしました。

《 追加日程第 10 》

発議第 9 号 議員派遣について
の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しておりますように、議員の派遣については、これを許可したいと思います。

これにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号は、許可することに決定いたしました。

ここで、お諮りいたします。

今定例会において議決されました各議案等については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任いただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

6月5日に開会されました第3回飯豊町議会定例会は、ただいまをもって閉会となります。

9日間の期間中、議員各位には案件審査に当たり活発かつ慎重にご審議を賜り、誠にありがとうございました。

また、執行部におかれましても親切丁寧な答弁をいただき、御礼申し上げます。

日本気象協会によりますと、今年の梅雨は大雨と暑さが隣り合わせのメリハリ型となる予想です。梅雨の晴れ間の危険な暑さに備えて日頃から熱中症対策を万全にしていいただき、また、大雨災害への防災意識の気構えも持ってお過ごしいただきたいと思います。

終わりに、議員各位並びに町執行部の方々には健康に十分ご留意いただき、それぞれの立場でご活躍いただくことをご祈念申し上げて、閉会の挨拶といたします。

これにて閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。お疲れさまでした。 (午前10時33分 閉会)